

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

平成 14 年 3 月 11 日

組 合 規 則 第 36 号

改正 平成 18 年 12 月 1 日組合規則第 54 号 平成 21 年 12 月 1 日組合規則第 63 号

令和 7 年 9 月 19 日組合規則第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（昭和 55 年組合条例第 17 号。以下「給与条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、別に定める場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与条例別表の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれか一の給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第 6 条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 採用の試験 管理者の行う試験又は管理者がこれに準ずると認める試験をいう。
- (8) 大学卒業程度 職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (9) 短大卒業程度 職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) 高校卒業程度 職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

(級別標準職務)

第 3 条 条例第 4 条に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務

の内容は、級別標準職務表（別表第1）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 前項に規定による職務の級の分類の当たっては、あらかじめ管理者の承認を得て行うものとする。

（新たに職員となった者の職務の級）

第4条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ前条の規定により決定されることとなる職務の級とする。

（新たに職員となった者の号給）

第5条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級（以下「決定級」という。）の号給が、別表第4に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、決定級が同表に定める職務の級より上位の職務の級であるときは同表に定める号給を基礎として決定級に昇格したものとした場合に第21条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、その者に適用される給料表の別に応じ試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、当該最も低い学歴免許等の区分に対応する同表の初任給欄に定める号給の号数から別表第3に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）により減ずることとされる年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を減じて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とする。

- 2 前項の規定により決定される号給に対応する学歴免許等の資格を超える資格又は経験年数を有する者の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第16条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又は前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

- 3 前2項の規定を適用した場合において、その号給がその者の属する職務の級の最低の号給に達しない者の号給については、前2項の規定にかかわらず、その最低の号給とする。

（初任給基準表の適用方法）

第6条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験

欄の区分及び学歴免許等の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は、次の各号に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 採用試験結果に基づいて職員となった者
- (2) 採用試験に準ずる試験としてあらかじめ管理者の承認を得た試験の結果に基づき、管理者により承認された方法により選択されて職員となった者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が採用試験の行われる職と同等と認められる食に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得た者

3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分については、その者の有する最も新しい学歴免許等の資格をもって適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、人事院規則 9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる、

（経験年数の起算及び換算）

第7条 第5条第2項の規定を適用する場合における職員の経験年数は、前条の規定による初任給基準表の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。この場合において、その者の学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第2に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第8条 前条の規定を適用する場合において、その者の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表（別表第4）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第9条 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第10条から第12条まで削除

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに公務員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しそのものの職務に直接有用な知識又は技術を取得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、そのものに適用される同表の初任給欄に定める号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号給とする号給とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となつ

た試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- (2) 第6条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数。ただし、就学年数調整表により減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、同表により減ぜられることとなる年数を超える経験年数
- (4) 決定級が初任給基準表に定める職務の級より上位の職務の級である者で基準号給が決定級の最低の号給であるもの 前3号に定める経験年数が決定給を決定する場合に必要な経験年数を超える場合は、その超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条から第9条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとして

これらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前3条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員
- (4) 前3号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき業務が町に移管された機関に勤務するもの
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難となると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りではない。

第19条削除

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第18条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 第18条及び第20条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇給が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格)

第22条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第22条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは直近下位の額の号給)とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前 2 項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらずあらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級及び号給)

第 2 3 条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、級別標準職務表に定めるところにより、その者の職務の級を決定するものとする。

- 2 前項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
  - (1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
  - (2) その初任給の決定について第 16 条の規定の適用を受けた職員 別に定める基準に従った場合に異動の日に受けることとなる号給
- 3 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

第 2 4 条 削除

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第 2 5 条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号給は、前条の規定を準用して決定するものとする。

第 2 6 条 削除

(昇給日)

第27条 給与条例第6条第4項の規則で定める日は、第31条又は第32条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第28条 給与条例第6条第4項の規定による昇給(第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。第29条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給の号給数)

第29条 給与条例第6条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第30条 給与条例第6条第6項の規則で定める職員は、56歳とする。

(研修、表彰等による昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第32条 勤務成績が特に良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があるものと認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第33条 第27条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第34条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第21条第3項又は第23条第3項(第25条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は管理者の定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を管理者の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第35条 休職にされた職員が復職し、派遣職員、若しくは公益的法人等派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等換算表(別表第6)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務の復帰した場合又は管理者が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員等の退職時の号給の調整)

第35条の2 派遣職員等がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第36条 職員の給料決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(管理者が定める基準等についての暫定措置)

第37条 第17条若しくは第35条第2項に規定する管理者の承認を得て定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に管理者の承認を得て行うものとする。

(この規定により難い場合の措置)

第38条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(管理者への委任)

第39条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成18年12月1日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年柵原吉井特別養護老人ホーム組合条例第81号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が給料表(1)の2級若しくは5級又は給料表(1)の4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職

務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における第18条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が給料表(1)の2級若しくは5級又は給料表(2)の4級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに改正条例附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第21条又は第22条の規定を適用する。

(平成19年1月1日における昇給の号給数等)

- 5 平成19年1月1日において、給与条例第6条第4項の規定による昇給(規則第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(次項において「基準号給数」という。)に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった職員又は切替日後に規則第21条第3項、第24条第2項(第26条において準用する場合を含む。)若しくは第34条の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が0となる職員
- (2) 給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員で次項第3号に掲げる職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる職員(給与条例第6条第6項の規定の適用を受けるものを除く。)で管理者が昇給させることが適当でないと認めるもの

- 6 職員の基準号給数は、第 28 条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である職員 8 号給以上(給与条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあつては、4 号給以上)
  - (2) 勤務成績が良好である職員 4 号給
  - (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3 号給以下
- 7 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成 18 年 12 月 31 日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から同月 31 日までの期間)の 6 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第 3 号に掲げる職員に該当するものとみなして、前 2 項の規定を適用する。
- 8 第 6 項の規定による昇給の号給が、平成 19 年 1 月 1 日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月 1 日において職務の級を異にする異動又は第 23 条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 第 6 項第 1 号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。
- (改正条例附則第 7 項の規則で定める職員)
- 10 改正条例附則第 7 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 切替日以後に、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(改正条例附則第 2 項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級(同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級)以下「基準級」という。)により下位の職務の級に降格した職員
  - (3) 切替日前に休職等の期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等の期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(3) 切替日以降に管理者の承認を得てその号給を決定された職員  
(改正条例附則第8項に定める職員)

1 1 改正条例附則第8項の規則で定める職員で、同条例別表第2による定めのない職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその職員が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた次の表の旧給料月額欄に掲げられている職員の旧級、旧給料月額及びその職員が旧給料月額を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて次の表の定める号給とする。

旧級	旧給料月額 / 経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
8級	453,200円	69	70	71	72	73
	456,800円	73	74	75	76	77
	上記以外の号給	77				

1 2 改正条例第7条の規定による給料の支給について、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表第1 級別職務分類表 (第3条関係)

ア 給料表(1) 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1級	(1) 主事の職務
2級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする主事の職務 (2) 主査の職務
3級	(1) 主任の職務 (2) 事務長の職務
4級	(1) 困難な業務を処理する事務長の職務
5級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする事務長の職務 (2) 困難な業務を処理する庄長代理の職務

	(3) 荘長の職務
6 級	(1) 困難な業務を処理する荘長の職務 (3) 参与の職務

イ 給料表（2）級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 主事補、介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員の職務
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員の職務 (2) 副主任介護士の職務
3 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする副主任介護士の職務 (3) 主任介護士、介護士長の職務
4 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員、主任介護士、介護士長の職務

ウ 給料表（3）級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 看護師、栄養士の職務 (2) 主任看護師、主任栄養士の職務
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする看護師、栄養士の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする主任看護師、主任栄養士の職務
3 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする看護師、栄養士の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主任看護師、主任栄養士の職務
4 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする看護師、栄養士の職務

	<p>職務</p> <p>(2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主任看護師、主任栄養士の職務</p>
--	--

別表第2 経験年数換算表 (第6条関係)

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員、又は旧公共企業体、地方公営企業、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められる期間	50/100 以下(他の職員との均衡と著しく失する場合は、80/100 以下)
	その他の期間	25/100 以下(他の職員と

		の均衡と著しく失する場合は、50/100 以下)
--	--	--------------------------

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められる期間」の区分の適用を受ける期間のうち、技能労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を 80/100 以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける職員のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第3 修学年数調整表(第8条関係)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		(16年)	(14年)	(12年)	(9年)
博士課程終了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程終了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年

高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄に本表の基準学歴区分欄に掲げる区分以外の区分による学歴免許等が掲げられている場合における本表の適用については、その者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する修学年数欄の年数から初任給基準表に掲げられている学歴免許等の資格の属する学歴区分に対応する同欄の年数を減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときは減ずる年数とする。
- 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対する本表の適用については、学歴区分欄の「博士課程終了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもってこの表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、町長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4 初任給基準表(第5条関係)

ア 給料表(1) 初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

採用試験	大学卒業程度		1 級 25 号給
	短大卒業程度		1 級 15 号給
	高校卒業程度		1 級 5 号給
その他	大学卒		1 級 21 号給
	短大卒		1 級 9 号給
	高校卒		1 級 1 号給

ア 給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
主事補、介護士、副主任 介護士、主任介護士 介 護士長、調理員、介助員 生活相談員、介護支援専 門員	高校卒	1 級 17 号給

ウ 給料表（3）

職種	学歴免許等	初任給
看護師 栄養士	高校卒 専門学校卒	1 級 5 号給

別表第 5 昇格時号給対応表（第 21 条関係）

ア 給料表（1）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2	2
1 1	1	1	1	3	3
1 2	1	1	1	4	4
1 3	1	1	1	5	5
1 4	1	1	1	6	6
1 5	1	1	1	7	7
1 6	1	1	1	8	8
1 7	1	1	1	9	9
1 8	1	2	2	1 0	1 0
1 9	1	3	3	1 1	1 1
2 0	1	4	4	1 2	1 2
2 1	1	5	5	1 3	1 3
2 2	1	6	6	1 4	1 4
2 3	1	7	7	1 5	1 5
2 4	1	8	8	1 6	1 6
2 5	1	9	9	1 7	1 7
2 6	1	1 0	1 0	1 8	1 8
2 7	1	1 1	1 1	1 9	1 9
2 8	1	1 2	1 2	2 0	2 0
2 9	1	1 3	1 3	2 1	2 1
3 0	1	1 4	1 4	2 2	2 2
3 1	1	1 5	1 5	2 3	2 3
3 2	1	1 6	1 6	2 4	2 4
3 3	1	1 7	1 7	2 5	2 5
3 4	2	1 8	1 8	2 6	2 6
3 5	3	1 9	1 9	2 7	2 7

3 6	4	2 0	2 0	2 8	2 8
3 7	5	2 1	2 1	2 9	2 9
3 8	6	2 2	2 2	3 0	3 0
3 9	7	2 3	2 3	3 1	3 1
4 0	8	2 4	2 4	3 2	3 2
4 1	9	2 5	2 5	3 3	3 3
4 2	1 0	2 6	2 6	3 4	3 4
4 3	1 1	2 7	2 7	3 5	3 5
4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3
5 4	2 1	3 7	3 8	4 6	4 3
5 5	2 2	3 8	3 9	4 7	4 4
5 6	2 2	3 8	4 0	4 8	4 4
5 7	2 3	3 9	4 1	4 9	4 5
5 8	2 3	3 9	4 2	5 0	4 5
5 9	2 4	4 0	4 3	5 1	4 6
6 0	2 4	4 0	4 4	5 2	4 6
6 1	2 5	4 1	4 5	5 3	4 7
6 2	2 5	4 2	4 5	5 4	4 7
6 3	2 6	4 3	4 5	5 5	4 8
6 4	2 6	4 4	4 6	5 6	4 8
6 5	2 7	4 5	4 6	5 7	4 9

6 6	2 7	4 5	4 6	5 8	4 9
6 7	2 8	4 6	4 7	5 9	5 0
6 8	2 8	4 6	4 7	6 0	5 0
6 9	2 9	4 7		6 1	5 0
7 0	2 9	4 7		6 2	5 0
7 1	2 9	4 8		6 3	5 0
7 2	3 0	4 8		6 4	5 0
7 3	3 0	4 9		6 5	5 0
7 4	3 0	4 9		6 6	5 0
7 5	3 1	4 9		6 7	5 0
7 6	3 1	4 9		6 8	5 0
7 7	3 1	4 9		6 8	5 1
7 8	3 2	5 0		6 8	5 1
7 9	3 2	5 0		6 8	5 1
8 0	3 2	5 0		6 8	5 1
8 1	3 3	5 0		6 9	5 1
8 2	3 3	5 0		6 9	5 1
8 3	3 3	5 1		6 9	5 1
8 4	3 4	5 1		6 9	5 1
8 5	3 4	5 1		6 9	5 1
8 6	3 4	5 1		7 0	5 1
8 7	3 5	5 1		7 0	5 1
8 8	3 5	5 2		7 0	5 1
8 9	3 5	5 2		7 1	5 2
9 0	3 6	5 2		7 2	5 2
9 1	3 6	5 2		7 3	5 2
9 2	3 6	5 2		7 4	5 2
9 3	3 7	5 3		7 5	5 3
9 4		5 3			
9 5		5 3			

9 6		5 3			
9 7		5 3			
9 8		5 4			
9 9		5 4			
1 0 0		5 4			
1 0 1		5 4			
1 0 2		5 4			
1 0 3		5 5			
1 0 4		5 5			
1 0 5		5 5			
1 0 6		5 5			
1 0 7		5 5			
1 0 8		5 6			
1 0 9		5 6			
1 1 0		5 6			
1 1 1		5 6			
1 1 2		5 6			
1 1 3		5 6			
1 1 4		5 6			
1 1 5		5 6			
1 1 6		5 6			
1 1 7		5 7			
1 1 8		5 7			
1 1 9		5 7			
1 2 0		5 7			
1 2 1		5 7			
1 2 2		5 7			
1 2 3		5 7			
1 2 4		5 7			
1 2 5		5 7			

イ 給料表（２）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1

2 6	1	1 7	1
2 7	1	1 8	1
2 8	1	1 8	1
2 9	1	1 9	1
3 0	1	1 9	2
3 1	1	2 0	3
3 2	1	2 0	4
3 3	1	2 1	5
3 4	1	2 2	6
3 5	1	2 3	7
3 6	1	2 4	8
3 7	1	2 5	9
3 8	2	2 6	1 0
3 9	3	2 7	1 1
4 0	4	2 8	1 2
4 1	5	2 9	1 3
4 2	6	3 0	1 4
4 3	7	3 1	1 5
4 4	8	3 2	1 6
4 5	9	3 3	1 7
4 6	1 0	3 3	1 8
4 7	1 1	3 4	1 9
4 8	1 2	3 4	2 0
4 9	1 3	3 5	2 1
5 0	1 4	3 5	2 2
5 1	1 5	3 6	2 3
5 2	1 6	3 6	2 4
5 3	1 7	3 7	2 5
5 4	1 8	3 8	2 6
5 5	1 9	3 9	2 7

5 6	2 0	4 0	2 8
5 7	2 1	4 1	2 9
5 8	2 2	4 2	3 0
5 9	2 3	4 3	3 1
6 0	2 4	4 4	3 2
6 1	2 5	4 5	3 3
6 2	2 6	4 6	3 4
6 3	2 7	4 7	3 5
6 4	2 8	4 8	3 6
6 5	2 9	4 9	3 7
6 6	3 0	4 9	3 8
6 7	3 1	5 0	3 9
6 8	3 2	5 0	4 0
6 9	3 3	5 1	4 1
7 0	3 4	5 1	4 2
7 1	3 5	5 2	4 3
7 2	3 6	5 2	4 4
7 3	3 7	5 3	4 5
7 4	3 8	5 3	4 6
7 5	3 9	5 3	4 7
7 6	4 0	5 4	4 8
7 7	4 1	5 4	4 9
7 8	4 2	5 4	5 0
7 9	4 3	5 5	5 1
8 0	4 4	5 5	5 2
8 1	4 5	5 5	5 3
8 2	4 5	5 6	5 4
8 3	4 5	5 6	5 5
8 4	4 6	5 6	5 6
8 5	4 6	5 7	5 7

8 6	4 6	5 7	5 8
8 7	4 7	5 7	5 9
8 8	4 7	5 8	6 0
8 9	4 7	5 8	6 1
9 0	4 8	5 8	6 1
9 1	4 8	5 9	6 2
9 2	4 8	5 9	6 2
9 3	4 9	5 9	6 3
9 4	4 9	6 0	6 3
9 5	4 9	6 0	6 4
9 6	5 0	6 0	6 4
9 7	5 0	6 1	6 5
9 8	5 0	6 1	6 5
9 9	5 1	6 1	6 6
1 0 0	5 1	6 2	6 6
1 0 1	5 1	6 2	6 7
1 0 2	5 2	6 2	6 7
1 0 3	5 2	6 3	6 8
1 0 4	5 2	6 3	6 8
1 0 5	5 2	6 3	6 9
1 0 6	5 2	6 4	7 0
1 0 7	5 3	6 4	7 1
1 0 8	5 3	6 4	7 2
1 0 9	5 3	6 5	7 3
1 1 0	5 3	6 5	7 3
1 1 1	5 3	6 5	7 4
1 1 2	5 4	6 5	7 4
1 1 3	5 4	6 6	7 5
1 1 4	5 4	6 6	7 5
1 1 5	5 4	6 6	7 6

1 1 6	5 4	6 6	7 6
1 1 7	5 5	6 7	7 6
1 1 8	5 5	6 7	7 6
1 1 9	5 5	6 7	7 6
1 2 0	5 5	6 7	7 6
1 2 1	5 5	6 7	7 6
1 2 2		6 7	7 6
1 2 3		6 7	7 6
1 2 4		6 7	7 6
1 2 5		6 7	7 6
1 2 6		6 7	7 6
1 2 7		6 7	7 6
1 2 8		6 7	7 6
1 2 9		6 7	7 6
1 3 0		6 7	7 6
1 3 1		6 7	7 6
1 3 2		6 7	7 6
1 3 3		6 7	7 6
1 3 4		6 7	
1 3 5		6 7	
1 3 6		6 7	
1 3 7		6 7	

イ 給料表（3）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
1 0	1	1	1
1 1	1	1	1
1 2	1	1	1
1 3	1	1	1
1 4	1	1	2
1 5	1	1	3
1 6	1	1	4
1 7	1	1	5
1 8	2	1	6
1 9	3	1	7
2 0	4	1	8
2 1	5	1	9
2 2	6	1	1 0
2 3	7	1	1 1
2 4	8	1	1 2
2 5	9	1	1 3
2 6	1 0	1	1 4
2 7	1 1	1	1 5
2 8	1 2	1	1 6
2 9	1 3	1	1 7
3 0	1 4	2	1 8
3 1	1 5	3	1 9
3 2	1 6	4	2 0
3 3	1 7	5	2 1

3 4	1 8	6	2 2
3 5	1 9	7	2 3
3 6	2 0	8	2 4
3 7	2 1	9	2 5
3 8	2 2	1 0	2 6
3 9	2 3	1 1	2 7
4 0	2 4	1 2	2 8
4 1	2 5	1 3	2 9
4 2	2 6	1 4	3 0
4 3	2 7	1 5	3 1
4 4	2 8	1 6	3 2
4 5	2 9	1 7	3 3
4 6	3 0	1 8	3 4
4 7	3 1	1 9	3 5
4 8	3 2	2 0	3 6
4 9	3 3	2 1	3 7
5 0	3 4	2 2	3 8
5 1	3 5	2 3	3 9
5 2	3 6	2 4	4 0
5 3	3 7	2 5	4 1
5 4	3 8	2 6	4 2
5 5	3 9	2 7	4 3
5 6	4 0	2 8	4 4
5 7	4 1	2 9	4 5
5 8	4 1	3 0	4 6
5 9	4 2	3 1	4 7
6 0	4 2	3 2	4 8
6 1	4 3	2 2	4 9
6 2	4 3	3 4	5 0
6 3	4 4	3 5	5 1

6 4	4 4	3 5	5 1
6 5	4 5	3 7	5 3
6 6	4 6	3 8	5 4
6 7	4 7	3 9	5 5
6 8	4 8	4 0	5 6
6 9	4 9	4 1	5 7
7 0	5 0	4 2	5 8
7 1	5 1	4 3	5 9
7 2	5 2	4 4	6 0
7 3	5 3	4 5	6 1
7 4	5 4	4 6	6 2
7 5	5 5	4 7	6 3
7 6	5 6	4 8	6 4
7 7	5 7	4 9	6 5
7 8	5 8	5 0	6 6
7 9	5 9	5 1	6 7
8 0	6 0	5 2	6 8
8 1	6 1	5 3	6 9
8 2	6 2	5 4	7 0
8 3	6 3	5 5	7 1
8 4	6 4	5 6	7 2
8 5	6 5	5 7	7 3
8 6	6 5	5 8	7 4
8 7	6 6	5 9	7 5
8 8	6 6	6 0	7 6
8 9	6 7	6 1	7 7
9 0	6 7	6 2	7 8
9 1	6 8	6 3	7 9
9 2	6 8	6 4	8 0
9 3	6 9	6 5	8 1

9 4	7 0	6 6	8 1
9 5	7 1	6 7	8 2
9 6	7 2	6 8	8 2
9 7	7 3	6 9	8 3
9 8	7 4	7 0	8 3
9 9	7 5	7 1	8 4
1 0 0	7 6	7 2	8 4
1 0 1	7 7	7 3	8 5
1 0 2	7 7	7 4	8 6
1 0 3	7 8	7 5	8 7
1 0 4	7 8	7 6	8 8
1 0 5	7 9	7 7	8 8
1 0 6	7 9	7 7	8 8
1 0 7	8 0	7 7	8 9
1 0 8	8 0	7 8	8 9
1 0 9	8 1	7 8	8 9
1 1 0	8 1	7 8	9 0
1 1 1	8 1	7 9	9 0
1 1 2	8 1	7 9	9 0
1 1 3	8 1	7 9	9 1
1 1 4	8 2	8 0	9 1
1 1 5	8 2	8 0	9 1
1 1 6	8 2	8 0	9 2
1 1 7	8 2	8 1	9 2
1 1 8	8 2	8 1	9 2
1 1 9	8 3	8 1	9 3
1 2 0	8 3	8 1	9 3
1 2 1	8 3	8 2	9 3
1 2 2	8 3	8 2	
1 2 3	8 3	8 2	

1 2 4	8 4	8 2	
1 2 5	8 4	8 3	
1 2 6	8 4	8 3	
1 2 7	8 4	8 3	
1 2 8	8 4	8 3	
1 2 9	8 5	8 4	
1 3 0	8 5	8 4	
1 3 1	8 5	8 4	
1 3 2	8 6	8 4	
1 3 3	8 6	8 5	
1 3 4	8 6	8 5	
1 3 5	8 7	8 5	
1 3 6	8 7	8 6	

1 3 7	8 7	8 6	
1 3 8	8 8	8 6	
1 3 9	8 8	8 6	
1 4 0	8 8	8 6	
1 4 1	8 9	8 7	
1 4 2	8 9	8 7	
1 4 3	8 9	8 7	
1 4 4	8 9	8 7	
1 4 5	9 0	8 7	
1 4 6	9 0	8 8	
1 4 7	9 0	8 8	
1 4 8	9 0	8 8	
1 4 9	9 1	8 8	
1 5 0	9 1	8 8	
1 5 1	9 1	8 9	

1 5 2	9 1	8 9	
1 5 3	9 2	8 9	
1 5 4	9 2		
1 5 5	9 2		
1 5 6	9 2		
1 5 7	9 3		
1 5 8	9 3		
1 5 9	9 3		
1 6 0	9 4		
1 6 1	9 4		
1 6 2	9 4		
1 6 3	9 5		
1 6 4	9 5		
1 6 5	9 5		
1 6 6	9 6		
1 6 7	9 6		
1 6 8	9 6		
1 6 9	9 7		

別表第5の2（第22条の2関係）降格時号給対応表

ア 給料表（1）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	3 3	1 7	1 7	9	9
2	3 3	1 8	1 8	1 0	1 0
3	3 3	1 9	1 9	1 1	1 1
4	3 4	2 0	2 0	1 2	1 2
5	3 5	2 1	2 1	1 3	1 3
6	3 6	2 2	2 2	1 4	1 4

7	3 8	2 3	2 3	1 5	1 5
8	3 9	2 4	2 4	1 6	1 6
9	4 1	2 5	2 5	1 7	1 7
1 0	4 2	2 6	2 6	1 8	1 8
1 1	4 3	2 7	2 7	1 9	1 9
1 2	4 4	2 8	2 8	2 0	2 0
1 3	4 5	2 9	2 9	2 1	2 1
1 4	4 6	3 0	3 0	2 2	2 2
1 5	4 7	3 1	3 1	2 3	2 3
1 6	4 8	3 2	3 2	2 4	2 4
1 7	4 9	3 3	3 3	2 5	2 5
1 8	5 0	3 4	3 4	2 6	2 6
1 9	5 1	3 5	3 5	2 7	2 7
2 0	5 2	3 6	3 6	2 8	2 8
2 1	5 4	3 7	3 7	2 9	2 9
2 2	5 6	3 8	3 8	3 0	3 0
2 3	5 8	3 9	3 9	3 1	3 1
2 4	6 0	4 0	4 0	3 2	3 2
2 5	6 2	4 1	4 1	3 3	3 3
2 6	6 4	4 2	4 2	3 4	3 4
2 7	6 6	4 3	4 3	3 5	3 5
2 8	6 8	4 4	4 4	3 6	3 6
2 9	7 1	4 5	4 5	3 7	3 7
3 0	7 4	4 6	4 6	3 8	3 8
3 1	7 7	4 7	4 7	3 9	3 9
3 2	8 0	4 8	4 8	4 0	4 0
3 3	8 3	4 9	4 9	4 1	4 1
3 4	8 6	5 0	5 0	4 2	4 2
3 5	8 9	5 1	5 1	4 3	4 3
3 6	9 2	5 2	5 2	4 4	4 4

3 7	9 3	5 4	5 3	4 5	4 5
3 8	9 3	5 6	5 4	4 6	4 6
3 9	9 3	5 8	5 5	4 7	4 7
4 0	9 3	6 0	5 6	4 8	4 8
4 1	9 3	6 1	5 7	4 9	5 0
4 2	9 3	6 2	5 8	5 0	5 2
4 3	9 3	6 3	5 9	5 1	5 4
4 4	9 3	6 4	6 0	5 2	5 6
4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0
4 7	9 3	7 0	6 8	5 5	6 2
4 8	9 3	7 2	6 8	5 6	6 4
4 9	9 3	7 7	6 8	5 7	6 6
5 0	9 3	8 2	6 8	5 8	7 6
5 1	9 3	8 7	6 8	5 9	8 8
5 2	9 3	9 2	6 8	6 0	9 2
5 3	9 3	9 7	6 8	6 1	9 3
5 4	9 3	1 0 2	6 8	6 2	9 3
5 5	9 3	1 0 7	6 8	6 3	9 3
5 6	9 3	1 1 6	6 8	6 4	9 3
5 7	9 3	1 2 5	6 8	6 5	9 3
5 8	9 3	1 2 5	6 8	6 6	9 3
5 9	9 3	1 2 5	6 8	6 7	9 3
6 0	9 3	1 2 5	6 8	6 8	9 3
6 1	9 3	1 2 5	6 8	6 9	9 3
6 2	9 3	1 2 5	6 8	7 0	9 3
6 3	9 3	1 2 5	6 8	7 1	9 3
6 4	9 3	1 2 5	6 8	7 2	9 3
6 5	9 3	1 2 5	6 8	7 3	9 3
6 6	9 3	1 2 5	6 8	7 4	9 3

6 7	9 3	1 2 5	6 8	7 5	9 3
6 8	9 3	1 2 5	6 8	8 0	9 3
6 9	9 3		6 8	8 5	9 3
7 0	9 3		6 8	8 8	9 3
7 1	9 3		6 8	8 9	9 3
7 2	9 3		6 8	9 0	9 3
7 3	9 3		6 8	9 1	9 3
7 4	9 3		6 8	9 2	9 3
7 5	9 3		6 8	9 3	9 3
7 6	9 3		6 8	9 3	9 3
7 7	9 3		6 8	9 3	9 3
7 8	9 3		6 8	9 3	9 3
7 9	9 3		6 8	9 3	9 3
8 0	9 3		6 8	9 3	9 3
8 1	9 3		6 8	9 3	9 3
8 2	9 3		6 8	9 3	9 3
8 3	9 3		6 8	9 3	9 3
8 4	9 3		6 8	9 3	9 3
8 5	9 3		6 8	9 3	9 3
8 6	9 3		6 8	9 3	
8 7	9 3		6 8	9 3	
8 8	9 3		6 8	9 3	
8 9	9 3		6 8	9 3	
9 0	9 3		6 8	9 3	
9 1	9 3		6 8	9 3	
9 2	9 3		6 8	9 3	
9 3	9 3		6 8	9 3	
9 4	9 3				
9 5	9 3				
9 6	9 3				

97	93				
98	93				
99	93				
100	93				
101	93				
102	93				
103	93				
104	93				
105	93				
106	93				
107	93				
108	93				
109	93				
110	93				
111	93				
112	93				
113	93				
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

イ 給料表（2）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	37	9	29
2	38	10	30
3	39	11	31
4	40	12	32
5	41	13	33
6	42	14	34
7	43	15	35
8	44	16	36
9	45	17	37
10	46	18	38
11	47	19	39
12	48	20	40
13	49	21	41
14	50	22	42
15	51	23	43
16	52	24	44
17	53	26	45
18	54	28	46
19	55	30	47
20	56	32	48
21	57	33	49
22	58	34	50
23	59	35	51
24	60	36	52
25	61	37	53
26	62	38	54

2 7	6 3	3 9	5 5
2 8	6 4	4 0	5 6
2 9	6 5	4 1	5 7
3 0	6 6	4 2	5 8
3 1	6 7	4 3	5 9
3 2	6 8	4 4	6 0
3 3	6 9	4 6	6 1
3 4	7 0	4 8	6 2
3 5	7 1	5 0	6 3
3 6	7 2	5 2	6 4
3 7	7 3	5 3	6 5
3 8	7 4	5 4	6 6
3 9	7 5	5 5	6 7
4 0	7 6	5 6	6 8
4 1	7 7	5 7	6 9
4 2	7 8	5 8	7 0
4 3	7 9	5 9	7 1
4 4	8 0	6 0	7 2
4 5	8 3	6 1	7 3
4 6	8 6	6 2	7 4
4 7	8 9	6 3	7 5
4 8	9 2	6 4	7 6
4 9	9 5	6 6	7 7
5 0	9 8	6 8	7 8
5 1	1 0 1	7 0	7 9
5 2	1 0 6	7 2	8 0
5 3	1 1 1	7 5	8 1
5 4	1 1 6	7 8	8 2
5 5	1 2 1	8 1	8 3
5 6	1 2 1	8 4	8 4

5 7	1 2 1	8 7	8 5
5 8	1 2 1	9 0	8 6
5 9	1 2 1	9 3	8 7
6 0	1 2 1	9 6	8 8
6 1	1 2 1	9 9	9 0
6 2	1 2 1	1 0 2	9 2
6 3	1 2 1	1 0 5	9 4
6 4	1 2 1	1 0 8	9 6
6 5	1 2 1	1 1 2	9 8
6 6	1 2 1	1 1 6	1 0 0
6 7	1 2 1	1 3 7	1 0 2
6 8	1 2 1	1 3 7	1 0 4
6 9	1 2 1	1 3 7	1 0 5
7 0	1 2 1	1 3 7	1 0 6
7 1	1 2 1	1 3 7	1 0 7
7 2	1 2 1	1 3 7	1 0 8
7 3	1 2 1	1 3 7	1 1 0
7 4	1 2 1	1 3 7	1 1 2
7 5	1 2 1	1 3 7	1 1 4
7 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3
7 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3
7 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3
7 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 2	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 3	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 4	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 5	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3

8 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3
8 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 2	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 3	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 4	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 5	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 6	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 7	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 8	1 2 1	1 3 7	1 3 3
9 9	1 2 1	1 3 7	1 3 3
1 0 0	1 2 1	1 3 7	1 3 3
1 0 1	1 2 1	1 3 7	1 3 3
1 0 2	1 2 1	1 3 7	
1 0 3	1 2 1	1 3 7	
1 0 4	1 2 1	1 3 7	
1 0 5	1 2 1	1 3 7	
1 0 6	1 2 1	1 3 7	
1 0 7	1 2 1	1 3 7	
1 0 8	1 2 1	1 3 7	
1 0 9	1 2 1	1 3 7	
1 1 0	1 2 1	1 3 7	
1 1 1	1 2 1	1 3 7	
1 1 2	1 2 1	1 3 7	
1 1 3	1 2 1	1 3 7	
1 1 4	1 2 1	1 3 7	
1 1 5	1 2 1	1 3 7	
1 1 6	1 2 1	1 3 7	

1 1 7	1 2 1	1 3 7	
1 1 8	1 2 1	1 3 7	
1 1 9	1 2 1	1 3 7	
1 2 0	1 2 1	1 3 7	
1 2 1	1 2 1	1 3 7	
1 2 2	1 2 1	1 3 7	
1 2 3	1 2 1	1 3 7	
1 2 4	1 2 1	1 3 7	
1 2 5	1 2 1	1 3 7	
1 2 6	1 2 1	1 3 7	
1 2 7	1 2 1	1 3 7	
1 2 8	1 2 1	1 3 7	
1 2 9	1 2 1	1 3 7	
1 3 0	1 2 1	1 3 7	
1 3 1	1 2 1	1 3 7	
1 3 2	1 2 1	1 3 7	
1 3 3	1 2 1	1 3 7	
1 3 4	1 2 1		
1 3 5	1 2 1		
1 3 6	1 2 1		
1 3 7	1 2 1		

ウ 給料表（3）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	1 7	2 9	1 3
2	1 7	3 0	1 4
3	1 7	3 1	1 5
4	1 8	3 2	1 6

5	1 9	3 3	1 7
6	2 0	3 4	1 8
7	2 1	3 5	1 9
8	2 2	3 6	2 0
9	2 4	3 7	2 1
1 0	2 5	3 8	2 2
1 1	2 6	3 9	2 3
1 2	2 8	4 0	2 4
1 3	2 9	4 1	2 5
1 4	3 0	4 2	2 6
1 5	3 1	4 3	2 7
1 6	3 2	4 4	2 8
1 7	3 3	4 5	2 9
1 8	3 4	4 6	3 0
1 9	3 5	4 7	3 1
2 0	3 6	4 8	3 2
2 1	3 7	4 9	3 3
2 2	3 8	5 0	3 4
2 3	3 9	5 1	3 5
2 4	4 0	5 2	3 6
2 5	4 1	5 3	3 7
2 6	4 2	5 4	3 8
2 7	4 3	5 5	3 9
2 8	4 4	5 6	4 0
2 9	4 5	5 7	4 1
3 0	4 6	5 8	4 2
3 1	4 7	5 9	4 3
3 2	4 8	6 0	4 4
3 3	4 9	6 1	4 5
3 4	5 0	6 2	4 6

3 5	5 1	6 3	4 7
3 6	5 2	6 4	4 8
3 7	5 3	6 5	4 9
3 8	5 4	6 6	5 0
3 9	5 5	6 7	5 1
4 0	5 6	6 8	5 2
4 1	5 8	6 9	5 3
4 2	6 0	7 0	5 4
4 3	6 2	7 1	5 5
4 4	6 4	7 2	5 6
4 5	6 5	7 3	5 7
4 6	6 6	7 4	5 8
4 7	6 7	7 5	5 9
4 8	6 8	7 6	6 0
4 9	6 9	7 7	6 1
5 0	7 0	7 8	6 2
5 1	7 1	7 9	6 3
5 2	7 2	8 0	6 4
5 3	7 3	8 1	6 5
5 4	7 4	8 2	6 6
5 5	7 5	8 3	6 7
5 6	7 6	8 4	6 8
5 7	7 7	8 5	6 9
5 8	7 8	8 6	7 0
5 9	7 9	8 7	7 1
6 0	8 0	8 8	7 2
6 1	8 1	8 9	7 3
6 2	8 2	9 0	7 4
6 3	8 3	9 1	7 5
6 4	8 4	9 2	7 6

6 5	8 6	9 3	7 7
6 6	8 8	9 4	7 8
6 7	9 0	9 5	7 9
6 8	9 2	9 6	8 0
6 9	9 3	9 7	8 1
7 0	9 4	9 8	8 2
7 1	9 5	9 9	8 3
7 2	9 6	1 0 0	8 4
7 3	9 7	1 0 1	8 5
7 4	9 8	1 0 2	8 6
7 5	9 9	1 0 3	8 7
7 6	1 0 0	1 0 4	8 8
7 7	1 0 2	1 0 7	8 9
7 8	1 0 4	1 1 0	9 0
7 9	1 0 6	1 1 3	9 1
8 0	1 0 8	1 1 6	9 2
8 1	1 1 3	1 2 0	9 4
8 2	1 1 8	1 2 4	9 6
8 3	1 2 3	1 2 8	9 8
8 4	1 2 8	1 3 2	1 0 0
8 5	1 3 1	1 3 5	1 0 1
8 6	1 3 4	1 4 0	1 0 2
8 7	1 3 7	1 4 5	1 0 3
8 8	1 4 0	1 5 0	1 0 6
8 9	1 4 4	1 5 3	1 0 9
9 0	1 4 8	1 5 3	1 1 2
9 1	1 5 2	1 5 3	1 1 5
9 2	1 5 6	1 5 3	1 1 8
9 3	1 5 9	1 5 3	1 2 1
9 4	1 6 2	1 5 3	1 2 1

9 5	1 6 5	1 5 3	1 2 1
9 6	1 6 8	1 5 3	1 2 1
9 7	1 6 9	1 5 3	1 2 1
9 8	1 6 9	1 5 3	1 2 1
9 9	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 0	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 1	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 2	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 3	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 4	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 5	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 6	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 7	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 8	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 0 9	1 6 9	1 5 3	1 2 1
1 1 0	1 6 9	1 5 3	
1 1 1	1 6 9	1 5 3	
1 1 2	1 6 9	1 5 3	
1 1 3	1 6 9	1 5 3	
1 1 4	1 6 9	1 5 3	
1 1 5	1 6 9	1 5 3	
1 1 6	1 6 9	1 5 3	
1 1 7	1 6 9	1 5 3	
1 1 8	1 6 9	1 5 3	
1 1 9	1 6 9	1 5 3	
1 2 0	1 6 9	1 5 3	
1 2 1	1 6 9	1 5 3	
1 2 2	1 6 9		
1 2 3	1 6 9		
1 2 4	1 6 9		

1 2 5	1 6 9		
1 2 6	1 6 9		
1 2 7	1 6 9		
1 2 8	1 6 9		
1 2 9	1 6 9		
1 3 0	1 6 9		
1 3 1	1 6 9		
1 3 2	1 6 9		
1 3 3	1 6 9		
1 3 4	1 6 9		
1 3 5	1 6 9		
1 3 6	1 6 9		
1 3 7	1 6 9		
1 3 8	1 6 9		
1 3 9	1 6 9		
1 4 0	1 6 9		
1 4 1	1 6 9		
1 4 2	1 6 9		
1 4 3	1 6 9		
1 4 4	1 6 9		
1 4 5	1 6 9		
1 4 6	1 6 9		
1 4 7	1 6 9		
1 4 8	1 6 9		
1 4 9	1 6 9		
1 5 0	1 6 9		
1 5 1	1 6 9		
1 5 2	1 6 9		
1 5 3	1 6 9		

別表第6 休職期間等換算表（第35条関係）

休職等の期間	換算率
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤によるものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和55年組規則第4号）第14条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては1 / 2 以下）
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下

#### 備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受けるとした日以後の休職等の期間に限るものとする。

#### 附 則（平成21年12月1日規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和7年9月19日規則第89号）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（次条において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給とするものとする。

第3条 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。